

最低賃金を引き上げよう!



大幅UP!

全国一律

最低賃金

誰もが安定した生活を送れるように
全国一律最低賃金を実現しよう!



最低賃金とは

日本には最低賃金法という法律があって、賃金の最低額が保障されています。具体的には、地域別最低賃金により都道府県ごとに最低賃金が定められています。正社員、契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、国籍を問わず、日本で働く全ての労働者に適用されます。使用者は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について特定最低賃金が設定されている場合があります。

日本の最低賃金の現状

国際的に見てわが国の最低賃金は大変低い状況です。多くの非正規雇用労働者をはじめ最低賃金付近の低賃金で労働を強いられている労働者がたくさんいます。これらの労働者の生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の大幅引上げが必要です。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも重大な問題です。2019年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、最も低い15県は時給790円であり、223円もの開きがあります。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大しています。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、感染症の拡大リスクを分散するうえでも有用です。そのために、全国一律最低賃金制度の実現が必要です。当連合会は、2020年2月20日に全国一律最低賃金制度の実施を求め意見書を発表しました。

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/200220_2.html



どうして日本の最低賃金は低いのか

かつて最低賃金で働く人の多くは、主婦パートや学生アルバイト等、家計の補助として働く非正規労働者でした。家庭には正社員である男性の稼ぎ手がいることが多かったため、最低賃金の低さが深刻な問題として十分には認識されていませんでした。

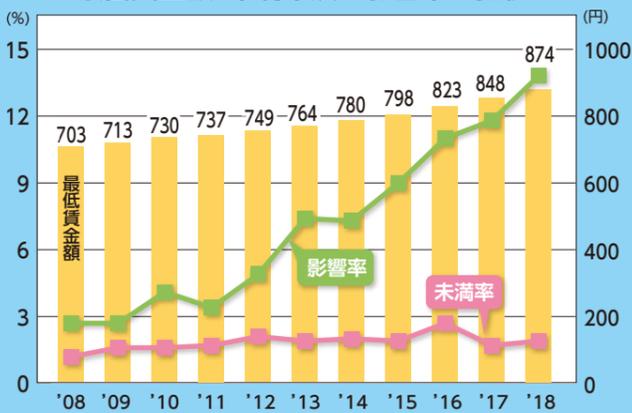


また、日本の地域別最低賃金の金額決定の考慮要素には、「労働者の生計費及び賃金」のほか、諸外国には見られない「通常の事業の賃金支払能力」が法律で定められており、これを根拠に、審議会で経営者を代表する委員が引上げに反対してきたという事実があります。

最低賃金付近の労働者の増加

日本では、正規社員として働く人たちが減少し、非正規社員の割合が増加し続けています。そのことにとともに、最低賃金付近で働く労働者が増えています。

最低賃金額、未満率及び影響率の推移

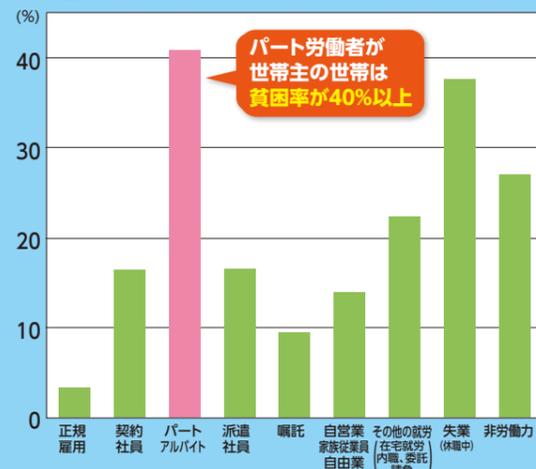


出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」
 註1：最低賃金額は、全国加重平均である
 註2：「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である
 註3：「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回るようになる労働者割合である
 註4：事業所規模30人未満（製造業は100人未満）を調査対象としている

深刻化するワーキングプア

日本の相対的貧困率は、15.7%になっています（平成30年国民生活基礎調査の概況）。また、主に自らの収入で家計を維持する非正社員の割合は増加しており、パート労働者が世帯主である世帯の貧困率は40%以上と高くなっています。最低賃金は、家計補助的な働き方をする人たちだけの問題ではなく、フルタイムで働いていても安定した生活を送ることができないワーキングプアを生み出しています。

世帯主の就業状態・就業形態別の貧困率



出所：樋口美雄・石井加代子・佐藤一磨(2016)「日本の所得格差と所得変動—国際比較・時系列比較による動的視点—」『三田商学研究』第59巻第3号、P.67-91、慶應義塾大学商学会
 註1：KHPS2005-2014をアールしたデータより作成。 註2：調査対象者もしくはその配偶者が世帯主(25-64歳)であるサンプルに限定(N=21,194)。
 ※KHPSは慶應義塾家計パネル調査の略称。

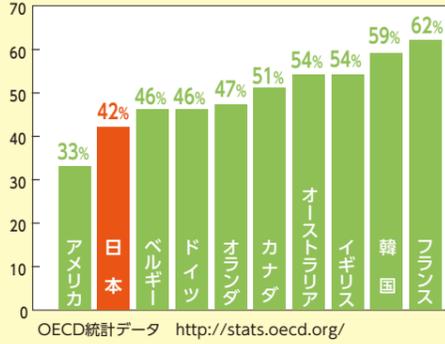
国際的に見ると低い日本の最低賃金

最低賃金の定め方は国によって異なりますが、他の先進国と比較すると、日本の最低賃金は低くなっています。「フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合」の国際比較でも、日本は42%と最低に近いランクになっています。国連の勧告でも、日本の最低賃金について、その平均水準の低さに対する懸念が示されています(2013年5月採択 社会権規約委員会「日本の第3回定期報告に関する総括所見」)。

時間あたりの賃金



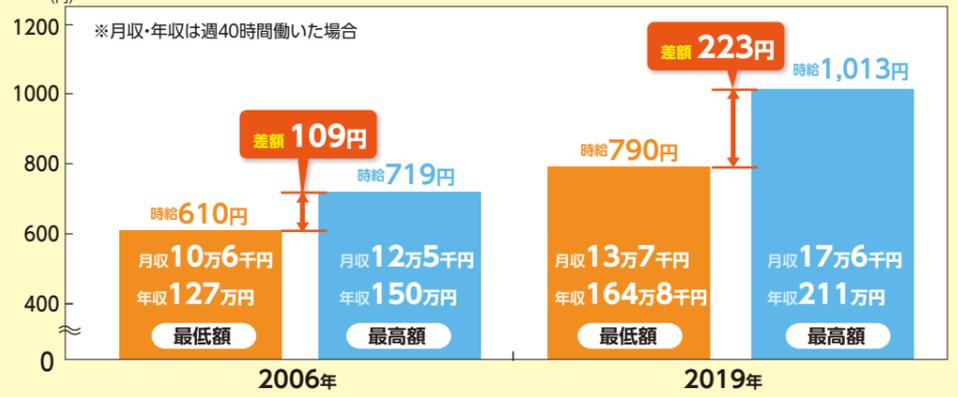
フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合



地域間格差の拡大

地域別最低賃金は、都市と地方で格差が生じており、その差は拡大しています。地方は、急激な人口減少や県外への人口流出によって地域の求職者が大きく減少しています。地域の活性化のためにも、地方の最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差を縮小させる必要があります。

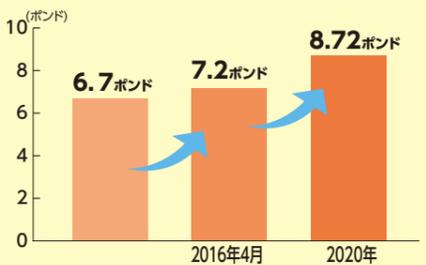
地域別最低賃金の最低額と最高額



世界では最低賃金の大幅な引き上げの動きが広がっている

全国加重平均1000円で試算すると、1日8時間、週40時間のフルタイム労働でも、月収約17万3000円、年収約208万円にとどまります。イギリス・アメリカ・韓国などで、最低賃金を大幅に引き上げる動きが広がっています。日本でも最低賃金を時給1500円まで引き上げる運動が始まっています。

イギリス
 25歳以上で週35時間以上働いている労働者の最低賃金を段階的に**8.72ポンド**(賃金中央値の60%)まで引き上げることになった。

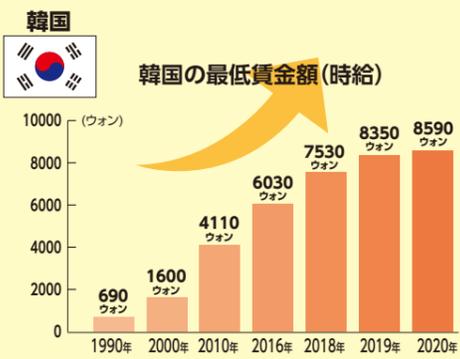


アメリカ
 最低賃金を大幅に引き上げる動きが広がっている。

15ドルに引き上げを決めた地域

- シアトル市**(ワシントン州。2015年4月1日施行)
 ▶2021年1月1日までに段階的に引き上げ
<http://murray.seattle.gov/minimum-wage/>
- ロサンゼルス市**(カリフォルニア州。2016年7月1日施行)
 ▶2021年7月1日までに段階的に引き上げ
http://bca.lacity.org/index.cfm?xt=ee&nxt_body=div_ows_minimum_wage.cfm
- カリフォルニア州**(2017年1月1日施行)
 ▶2023年1月1日までに段階的に引き上げ
http://www.dir.ca.gov/dlse/faq_minimum-wage.htm
- ニューヨーク州**(2016年12月31日施行)
 ▶ニューヨーク市内は2019年末に15ドルに引き上げられ、
 ニューヨーク市周辺は2021年末までに段階的に引き上げ
<https://labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/workprot/min-wage.shtm>

16.07ドルに引き上げ
サンフランシスコ市(カリフォルニア州。2016年7月1日施行)
 ▶2020年7月1日から引き上げ
<http://sf.gov/olse/minimum-wage-ordinance-mwo>



最低生計費に地域間格差はありません

最低賃金を決定するにあたっては、労働者の生計費を考慮しなければなりません。これまでは、「大都市は物価が高いので生活費が高いけれども、地方はそうでもない」というのが常識でした。しかし、昨今、地方では、仕事に就いたり、日常生活を送る上で自動車の保有がどうしても必要になっています。このような事情を踏まえ、都市部と地方を比較した最新の研究によれば、労働者に最低必要と考えられる費用については、両者の間の差異はほとんどないことが明らかとなっています。

全国若年単身者最低生計費一覧

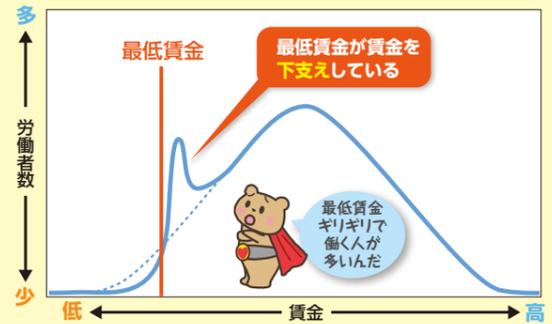
自治体名	最賃ランク	性別	最低生活費(月額/税抜)
札幌市	C	男性	180,105円
		女性	175,371円
山形市	D	男性	182,917円
東京都・北区	A	男性	197,704円
		女性	194,424円
静岡市	B	男性	199,997円
		女性	198,960円
名古屋市	A	男性	179,383円
		女性	179,513円
鹿児島市	D	男性	194,443円
		女性	195,856円

出典:「全国労働組合総連合調べ。監修静岡県立短期大学中澤秀一准教授」

賃金格差を縮小させる最低賃金の引き上げ

2008年以降の地域別最低賃金の引き上げが労働者の賃金に与えた影響について、相対的に低賃金となっている労働者の賃金を底上げし、日本全体の賃金格差を縮小する効果を持つことが確認されています。日本に広がった貧困をなくしていくために、最低賃金の引き上げが喫緊の課題となっています。

賃金の下支えの概念図



「独立行政法人 労働政策研究・研修機構 資料シリーズNo. 177 107ページ、第3章まとめ」参考

最低賃金はどう決められるの？

毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会と各都道府県の審議会が議論されます。審議会は、労働者を代表する委員(労働組合の役員等)、経営者を代表する委員(経営者団体の役員等)、中立的な立場の委員(学者や弁護士等)の三者で構成されます。中央最低賃金審議会は、全国の地域をA~Dの4つのランクに分類し、A~Dのそれぞれについて引き上げ目安額を示すのです。Aから順番に低くなるため、毎年格差が拡大する結果となっています。各都道府県の審議会は、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にして意見をまとめ、その意見を踏まえて各都道府県の労働局長が金額を決定します。ただ、実態としては、ほぼ中央最低賃金審議会から示された引き上げ額の目安どおりに決定されています。



中小企業に支援を!

現在、最低賃金の引き上げにより、影響を受ける中小企業に対して、業務改善助成金等の支援がありますが、設備投資の実施が要件とされているなど中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものではなく、利用件数もごく少数です。賃金を上げると事業主が負担する社会保険料も上がりますが、社会保険料の事業主負担率は企業の区別なく一律とされており、売上総利益に占める社会保険料負担の割合は、大企業9.9%、中堅企業14.4%、中小企業14.0%となっています(中小企業庁「中小企業・小規模事業者の現状と課題」平成28年10月)。社会保険料の負担は、中小企業の経営において大きな負担となっています。社会保険料や税の負担軽減を導入するなど中小企業支援が必要です。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法といった中小企業を保護する役割を果たす法制度を、これまで以上に積極的に運用する必要もあります。

日弁連は、最低賃金額が労働者の生活の安定を保障するのにふさわしい水準まで大幅に引き上げられることと全国一律最低賃金の実現を求めます。